



沖縄県諮問環第 10 号

沖縄県環境審議会

沖縄県環境影響評価条例の改正について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定により、沖縄県環境影響評価条例の改正について諮問します。

（諮問理由）

沖縄県環境影響評価条例につきましては、平成12年12月に制定し、環境影響評価の適用実績も着実に積み重ねられてきているところですが、施行から約10年が経過し、また、今般環境影響評価法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があります。

このことから、沖縄県環境影響評価条例の改正の骨子案について、貴審議会の御審議をお願いするものであります。

平成23年9月16日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

